

琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄関係 一般重要案件(3)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-13 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43795

マイクロ料金分收回題

秘

マイクロ料金分取問題の経緯

昭和39. 7. 2
アメリカ局北米課

1. 昨年完成した本土、沖縄間マイクロ通信施設のうち、沖縄島内の施設は昨年12月末琉球電電に譲渡された。
2. 日本、琉球両電電公社間の覚書によれば、利用料率、料金の分取率等は、両者間において協議、決定することとなつてゐるため、昨秋来両公社間で話し合いが重ねられた。しかし、分取率について、琉球電電は、一時日本55%、琉球45%との率を提案したこともあるが、その後は、高等弁務官の強い指示がある模様で、日本、琉球とも50%との線を固執しており、他方日本電電は、国際慣行及び商業採算上の考慮から、日本57%、琉球43%との線は譲れないと主張したため、協議は膠着状態に陥ち入るに至つた。

このため、マイクロ回線による送信を開始す

ることをえず、折角の施設も遊休している状況である。

3. 6月19日野田総務長官が、沖縄の政情について、エマーソン公使にわが方要望を申し入れた際、同長官は、マイクロ料金分取問題にも言及し、同長官の解決私案として、

第1案 分取率を日本55%、沖縄45%とする。

第2案 最初の1カ年間日本、沖縄それぞれ50%とする。2年目以降は、1年経過後双方で協議決定する。

との2案を示し、2案中いずれか1つを米国側で受入られる意向であれば、日本国内関係者の説得は、同長官において責任をもつて行なう旨を述べた。

4. 6月24日アメリカ局北米課は、フランス書記官の来訪を求め、野田長官の私案について、外務省としてあらためて委細説明した。フランス書記官は、直ちに大使館をして検討し、ワシ

ントンにも連絡すべき旨述べた。

その際、当方よりは、本件の重要性を強調し、特にオリンピック実況が通信衛星により遠く欧米に中継されながら、すぐその沖縄で受信できないというのでは、日本でも政治問題化するおそれあり、特に国務省の善処を要望する旨強調しておいた。